

「第2次沖縄県環境基本計画における各取組の進捗状況（対象年度：令和元年度）」に寄せられたご意見に対する県の考え方

- 募集期間 令和3年2月3日～令和3年3月3日
- 意見等者数 1団体

意見の概要	県の考え方
<p>「水質環境保全啓発推進事業」において、河川水質環境基準の達成目標などがありまた別項目でも、「浄化槽管理対象事業」、そして「下水道事業」など、主に生活排水、中小製造業者、飲食店などからの排水による水質汚染への対策がうたわれている。</p> <p>確かに浄化槽の整備と管理の徹底、下水道の普及で、河川ひいては海に流される汚水は減少していると思うが、飲食店に設置義務のあるグリーストラップ（油脂分離阻集器）については、設置後、水質基準の定期・不定期の検査がほぼ行われておらず、また、下水道整備のない北部などの飲食店については、排水処理は浄化槽で処理しきれているのか疑問であるため、以下の調査を実施していただきたい。</p> <p>①内の飲食店、ホテル等々のグリーストラップの設備品質及び排水基準の広域調査を実施するなど、水質調査を強化できないか。</p>	<p>①下水道へ接続するグリーストラップについては、下水道管理者（市町村）において、計画的に水質調査等を実施しているところ。また、2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有するいわゆる流域下水道では、関連市町村に対して県への調査の報告を求め、必要に応じて市町村への助言等を行っております。</p> <p>また、下水道未整備地域においては、汚水は浄化槽で処理した後公共用水域等へ放流されることとなります。浄化槽の維持管理については、保健所が浄化槽管理者に随時指導を行うとともに、油脂排出量が極めて多い施設については油脂分離装置を設置するよう指導し、生活排水による環境負荷低減に取り組んでいるところです。現時点では浄化槽管理等の不備に起因する公共用水域の水質悪化を示す情報が確認されていないため、浄化槽排水に係る水質調査等は検討していませんが、今後も公共用水域モニタリング調査結果などの情報把握に努めてまいります。</p> <p>さらに県では、公共用水域に水を排出するホテル等の特定事業場に対して、排水の水質調査を行っております。調査の結果、排水基準を満たしていない事業場に対しては、指導等を行い、河川等公共用水域への影響が無いよう取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、市町村とも連携しながら公共用水域への影響の低減に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>②業務店舗・建物からの未処理的に排出される汚水の下水道事業への費用負担の算出。</p> <p>③とくに河川から海へ流入する汚水量の算出と海洋保全への影響試算。</p> <p>④下水道未整備地区の業務店舗からでる排水の実態調査（定量と環境への影響等）。</p>	<p>②下水道処理場への流入水質としては、特に異常はないことから、水質基準を満たすための特別な費用は発生しておりません。なお、仮に悪質な水によって下水道施設に損傷を与えた場合は、原因者に対して、負担を求めることが可能となっております。</p> <p>③県では、県内の13海域75地点で、COD等の生活環境項目にかかる水質調査を行っており、海の水質の保全と影響の把握に努めているところです。令和元年度は環境基準が設定されている12海域全ての海域で環境基準を達成しており、河川から海への流入による影響は軽微であると考えております。 汚水量と水質への影響に関する試算については、海域の水質調査の結果を見ながら判断したいと考えております。</p> <p>④下水道未整備地域においては、汚水は浄化槽で処理した後公共用水域等へ放流されることとなります。 浄化槽の維持管理については、保健所が浄化槽管理者者に随時指導を行うとともに、油脂排出量が極めて多い施設については油脂分離装置を設置するよう指導し、生活排水による環境負荷低減に取り組んでいるところです。 現時点では浄化槽管理等の不備に起因する公共用水域の水質悪化を示す情報が確認されていないため、浄化槽排水に係る水質調査等は検討しておりません。今後も公共用水域モニタリング調査結果などの情報把握に努めてまいります。 さらに県では、河川等の公共用水域に水を排出する工場や事業場等、特定事業場からの排水調査を行っております。調査の結果、排水基準を満たさない事業場に対しては指導等を行い、河川等公共用水域への影響が無いよう取り組んでいるところです。引き続き特定事業場等からの排水について調査を行い、公共用水域への影響の低減に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>⑤ 外食者数の年間推移とそこから出る排水量（汚水・油分・その他）の算出。</p> <p>⑥ 飲食店、食品加工工場、大型レストラン・式場等のグリーストラップ管理の法整備改善等。</p>	<p>⑤ 下水道未整備地域では、汚水は浄化槽で処理した後公共用水域等へ放流されることとなりますが、現時点で浄化槽管理等の不備に起因する公共用水域の水質悪化を示す情報が確認されていないため、浄化槽排水に係る個別の調査等は検討しておりません。県としましては公共用水域モニタリング調査結果などを通し情報把握に努めてまいります。</p> <p>また、公共用水域に水を排出するホテル等の特定事業場に対して、排水の水質調査を行っております。調査の結果、排水基準を満たしていない事業場に対しては、指導等を行い、河川等公共用水域への影響が無いよう取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き特定事業場からの排水について調査を行い、公共用水域への影響の低減に取り組んでまいります。</p> <p>⑥ 下水道へ接続するグリーストラップ等の管理の法整備については、下水道法や公共下水道を管理する各市町村で定める条例により、事業者への水質測定義務や測定結果の徴収、立入検査、行政処分等について規定されております。</p> <p>下水道未整備地域においては、汚水は浄化槽で処理した後公共用水域等へ放流されることとなります。沖縄県浄化槽取扱要綱では、油脂排出量が極めて多い施設は油脂分離装置（グリーストラップ）を設置することとしており、その設計、管理は浄化槽の維持管理の一環として浄化槽管理者が適切に行うべきものと考えます。</p>